

資料8が、私のペーパーになります。これを読み上げさせていただきます。

#### 年金の給付と負担について

家庭を持つ若い世代は、妊娠、出産、育児、教育、新しい時代の担い手を育てるという大きな仕事をしながら、自ら働いて生活の糧を得るという仕事を同時に行い、かつその稼ぎの一部を年金という形で高齢者の生活費支援に充てています。前回の配付資料にもありましたが、高齢者夫婦の消費水準は、30代、40代の世帯を超える水準にあります。一方、先ほどの大澤先生のご指摘にもありましたように、子育てへの社会的支援は、高齢者生活支援に比べると、本当に微々たるものです。これでは、若い世代の不公平感、負担感が膨らんでも無理はあません。

こうした負担感、不公平感が、今、少子化の進行とあいまって、「どうせ私たちが高齢者になった時には、年金はもらえないのだ」「わが子に負担をかけるのはかわいそう」といった意識につながり、年金制度そのものに対する不信、将来に対する不安につながっています。

そこで私は、現行の保険料率を引き上げていく制度ではなくて、将来にわたって保険料水準を固定化する方式がわかりやすくよいのではないかと考えます。具体的には、スウェーデン方式を参考に所得比例とし、無・低年金に関しては税財源による保証年金のようなものを充てていくというのが良いのではないかと考えます。

この方式の場合ですと、第1号の自営業者グループの取扱いはどうするのかといった問題が浮上するのですが、第1号の中身も大分変化してきたことにも注目していただきたいと思います。これまでは自営業といいますと、農林水産業、卸売、小売といったイメージが強かったのですが、近年20代、30代の自営業で増加傾向がみられるのは、「その他サービス業」です。若い世代は、自分たちの能力と知恵を使って新しい仕事を生み出そうとしています。中でも、自宅などでパソコンを使って働くスモールオフィス、ホームオフィスといわれる自営業の従事者は、今100万人ぐらいいると言われていたのですが、5年後にはその4倍に膨らむという予想もされています。近年よく言われていることなのですが、「多様な働き方」ですとか「新しい働き方」を具体的に考えていくのであれば、アメリカやヨーロッパでも増加傾向とあると言われている「フリーエージェント的」な雇われない働き方を選ぶ人たちの保障も考えていく必要があるのではないかと思います。やや楽観的になってしまうのですけれども、近年問題になっている若い世代のフリーターに関しても、――これは「やる気」「根気」「能力」がないから就職しないとかできないということではなくて、むしろ中高年のサラリーマンが、やめなくて職場に居座っているがために、若い人

たちに働くチャンスが回ってきていないという部分もあるのではないかと思います。けれども、――就職ではなくて、ある程度の仕事を身につけて、これは教育などの社会的仕掛けが必要かとは思いますが、フリーエージェント的な雇われない働き方にステップアップしていく過程というふうに捉えて、「新しい働き方」、「多様な働き方」につなげていくようにしていって良いのではないかと思います。

こうした新しい働き方をしている自営業者の問題は、従来の自営業にあるような農地とか店舗といった財産が残りません。私も含めてなのですが、老後の生活の保障の面からも、「自営業者はサラリーマンと違って一生働けるから、財産が残るから、基礎年金だけでよい」といった考え方も見直していく必要があるのではないかと思います。

このような点から自営業者も所得に応じて保険料を負担する所得比例方式をとるのが望ましいと考えます。ここから先は、なかなか難しいところなのですが、所得把握がサラリーマンと違ってガラス張りになってないという部分もあります。事業主も自分なので、両方支払うのは当然としても、第2号と全く同じというのは難しいかと思いますが、今後はそういった方向で見ていく必要があるのではないかと思います。

「年金水準の実質的な低下について」なのですが、とにかく40代にしても、30代にしても、20代にしても、生活はギリギリという状況で働き子どもを育てています。この点からも、高齢者の増加に合わせて限りなく保険料を上げていくのではなくて、これ以上はもう引き上げませんよという水準を決めてほしい。これは私の個人的な感覚で、20%が限界というふうにここに書きましたが、これはむしろ多くの若い世代の人たちにきちんと話を聞いて、納得のできる数字というのをを出していく必要があるかと思っています。将来の給付が減るに当たっては、お金ではなくそれ以外の環境整備で十分補えるのではないかと思います。段階的に引き上げる中で、そういった環境整備にも財源を充てる考え方もあるかと思っています。

例えばとして、「住宅」であれば「リバースモーゲージ」についての検討も必要だと思いますし、また、ひとり暮らしにならないように、国や自治体が積極的に高齢者向けの快適な集合住宅を作り安価で提供するといったやり方もあるだろうし、また交通・通信費も個人負担ではなくて環境整備によって節約するということもできるのではないかと思います。また、以前も出たかと思うのですが、60代の受け取る年金額と、70代、80代、90代の受け取る年金額がずっと同じというのもどうなのだろうと思います。医療・介護・年金のトータルの組み合わせで、給付全体を見ていく必要も今後出てくるのではないかと思います。

あと若い世代に関して言えば、これ以上、不信感を増長させないためにも、「年金が保障

するのはここまでですよ」といった、本日の配付資料にもありましたスウェーデンのオレンジレターなども良いなと思って見ていたのですが、情報提供を明確にして足りない部分は自助努力で、企業年金や個人年金など選択肢を用意して本人が運用できるようにすれば、自分たちで何とかできるのではないかと考えております。

最後に、「年金を使った次世代育成・自立支援について」なのですが、今のところ非課税になっている年金に課税し、その増収分を子育て支援、次世代支援に充ててはどうでしょうか。次世代の担い手である子どもたちのために使うのであれば、「何に使われるのかわからない」から課税されるのは困るといった不安も持たれることなく、比較的理解が得やすいのではないかと考えます。

その中身についてなんですけれども、「産めよ増やせよ」といった誤解を招きかけない安易な現金支給や、子育てをしている専業主婦にだけインセンティブがつくような、これは大澤先生が先ほどご指摘になりましたドイツのような子育ての時は年金が増えるようなものを想定しているのですが、時代に逆行した支援ではなくて、将来、年金の支え手になる人材の育成といった視点から取り組んでいただきたいと考えております。

女性が専業主婦か、働いているのかということで区別するのではなく、子ども、子育てそのものへの支援をまず念頭におくことが大事ではないかと考えます。少し各論に入ってしまうので詳しい説明は省くのですが、今、子育ての従事者というか関係者の間で、「そもそも子育て支援とは何なのか」といった問題を巡って様々な議論が沸き起こっております。「子どもの権利」といった視点からも、きっちりと21世紀の日本の子ども観・子育て観のコンセンサスを得る期間が必要ではないかと私は思っています。ちょっと遠回りになるのですが、ひとまず3年間とかの期限を決めまして、子育てそのものの支援の環境整備を考えていくことがまず大事ではないかと考えております。

その3年間の間に、これはひとまずの3年間なのですが、女性の雇用の在り方が整備され、女性自身の貢献が実る社会制度が整うこと、親たちの多様な生き方に沿った子育て支援の制度やメニューが準備できることを期待したいと思います。

子育てそのものの支援についての事例ということで、ゴシック体で小さな字で書かせていただきました。これは日本のファミリー・サポート・センターとは違ったもので、スウェーデンにあるファミリー・サポート・センターです。こういった親が、親になるための支援をするセンターは、いろいろなところに見られているのですが、この事例の中は読んでいただくとしまして、その下なのですが、「親子・家庭支援のセンター」は、スウェーデンだけではなく、カナダでは「ファミリーリソースセンター」という名前で、フラ

ンスでは「クレシュ・パラントル」、ニュージーランドでは「プレイセンター」といった形で見られています。これは働いている、働いていないに関わらず、すべての親が利用できる施設であり、高齢者など様々な世代の人たちが集う地域のコミュニティの再生の場でもあります。地縁が薄くなり、家族関係が希薄になった現代では、親が「親」になるのをサポートする。その過程を見守る専門性の高いスタッフと施設が必要です。大きな箱モノではなく、地域のニーズに応じて、コンビニの数ほど、こういったサポートセンターがまず整備されることが理想で、既にある施設についてもこうした考え方で整備を見直したり、スタッフの教育もしくは資格化を再検討していくことが、今の日本の子育ての中では必要なのではないかと考えます。

もう一つ、「次世代自立支援」の方なのですが、こちらは年金を使った奨学金制度が有効ではないかと思えます。成績に関係なく、フリースクールや専門学校など、今までのいわゆる「学校」ととらわれない選択肢の広い奨学金制度が、若い人たちにとっても年金の「ありがたみ」が増し、年金を身近に感じることにつながるかと思えます。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。それでは、こちらにまいりまして、堀委員お願いいたします。

○ 堀委員

私は、「年金制度の体系」と「給付と負担」について述べます。

レジュメの第1の「見直しの基本的考え方」は後でお読みいただきたいと思います。

一番目のポイントの「年金制度の体系の見直し」ですが、これは「制度体系」と「給付体系」に分けてあります。制度体系というのは、自営業者とサラリーマンとでは、給付については一元化されているのですが、負担について一元化されていないので、それをどうするかということです。しかし、自営業者の所得把握が透明でない、そういう段階ではこの両者を統合するのは非常に問題が多い。当面は現行の制度体系を維持したらどうか。

ただ、中長期的には、自営業者の所得把握が十分になれば、被用者の制度と自営業者の制度を一元化する。その際の自営業者の保険料は、所得比例で、かつ労使合計分を負担する形ではどうか。

二番目の「給付体系」ですが、これは定額の基礎年金と所得比例年金の二階建ての仕組みの問題です。これも当面は現行の給付体系の骨格を維持せざるを得ないのではないかと。というのは、特に男女間の賃金格差が大きいため、老後の基礎的生活をある程度保障する定額の基礎年金がやはり必要ではないかと思う。また、夫に扶養される妻が依然として多い状況のもとでは、妻の老後の基礎的生活をある程度保障する定額の基礎年金が必要では

ないか。レジユメの2ページですけれども、中長期には、所得比例の1階建てへの移行するという案です。

男女間の就労機会が等しくなって女性の就労率が男性並みになり、男女間の賃金格差が縮小するというのであれば、所得比例年金だけの、一階建ての年金制度に移行した方が、給付と負担の関係が明確になって国民の支持が得られやすい、そういう感じがいたします。

第二の大きなポイント、「給付と負担の見直し」については、まず給付と負担について述べ、最後に確定拠出年金、確定給付年金について述べたいと思います。

まず、「給付水準についての基本的考え方」についてです。公的年金の給付水準については、最低生活保障という考え方と従前生活保障という考え方があるわけですが、少なくとも被用者については、従前の生活がある程度維持できる水準とすることが望ましい。したがって、所得比例の年金が不可欠でないか。

給付水準の在り方ですが、水準について客観的・絶対的な基準があるわけではなくて、結局は負担と給付についての国民の合意による。給付なら給付、負担なら負担について、別々に考えるのではなくて、両方合わせて考える必要がある。それから被用者年金を中心に考えるべきではないか。

給付水準の在り方ですが、現在は若い世代の手取り年収に対するモデル年金（名目）の割合、すなわち代替率を、約6割としています。若い世代の賃金はボーナスを含んだ年収を基準にしているのですが、若い世代は住宅ローンとか教育費なども負担しておりますが、それらは高齢世帯は負担していない。住宅ローンや教育費はボーナスから支出をしていると考えると、月額年金と月給の対比、しかも税・保険料を除いた手取り年金と手取り所得の対比で考える必要があるのではないか。

それでは、現在の給付水準はどうかということですが、厚生年金の給付水準はやや過大ではないかと思えます。その理由としては、代替率がボーナスを含めた手取り年収対比で6割となっていること、更に高齢無職世帯の消費支出がほとんどすべて賄える水準であることの二つです。

それでは、給付水準についてどうするかということですが、前回の改正で厚生年金の最終的な保険料率はボーナス込みで20%ということになった。新人口推計ではさらに少子高齢化が進むということで、保険料率は20%には収まらなくなった。そうすると保険料負担を適正なものにするために、給付水準を適正にする必要があるのではないか。その適正化のための方策はいくつかある。

一つは、年金に課税をする。

二つ目としては、現在40年加入サラリーマン夫婦をモデルとし、その年金月額が月23万8,000円になっていますが、それを20歳から65歳までの45年加入をモデルとし、その額を23万8,000円とするという案です。

三つ目ですが、現在のモデル年金は、片働き世帯、すなわち妻が40年専業主婦である世帯を基準にしている。しかし、実際はほとんどの妻は厚生年金の加入期間があるので、妻の厚生年金加入期間を考慮したモデルにする必要がある。例えば妻の厚生年金加入期間が平均して8年加入あるとすれば、妻が8年加入した夫婦の年金額を現在の23万8,000円とする。そういうことが考えられる。

四つ目の案として、現在手取り年収の対比の代替率が6割ということですが、これを先ほど言いましたように、手取り賃金月額対比で6割にするよう給付乗率・定額単価を引き下げる。こういった案が考えられる。

ただ、前回改正で、給付水準を引き下げたばかりでありますし、人口の推計、経済状況についてももう少し様子を見る必要があることから、適正化はもう少し長期的視点で考える必要があるのかもしれない。

「給付にかかわるその他の論点」ということで、現在、物価が下落してもスライドをしていないわけですが、就労世代とのバランスとか、そういったことからきちんと原則に則って物価スライドを実施すべきではないか。

ただ、物価スライドについての現在の考え方は、例えば物価が0.1%上がった、下がったということでもスライドすることになっている。しかし、これでは例えば数百円年金額を引き上げるために、全国の年金受給者の年金額を変えろということになり、非常に非効率な面がある。例えば1%を超えて物価が上昇・下落した場合にスライドを実施するとうように変えたらどうか。

当然のことながら、既裁定年金も給付水準を適正化する際には適正化する。ただし、従前額は保証して、従前額のスライドは本来額が追いつくまで停止をする。

年金ポイント制についてですが、国民に年金の仕組み、額が明らかになるので、導入すべきだと思う。

「2 負担」の基本的考え方ですが、給付についてと同様、絶対的な基準があるわけではなく、結局は国民の負担と給付についての合意による。ただし、負担については、年金保険料だけを考慮するのではなくて、他の社会保険料や税負担の全体を考慮して考えていく必要がある。

年金の保険料についてですが、年金への国庫負担を増やすと、見かけ上年金保険料が減

って負担が低くなるという誤解を与えるおそれがあります。税負担であっても国民の負担に変わりはないので、国庫負担を保険料に換算した実質の年金保険料率を国民に明らかにしていく必要があるのではないかと。

現実の保険料をどうするかということですが、現在保険料引上げを凍結しているわけですが、年金制度というのは、本来、長期的・計画的に行うべきもので、短期的な経済政策によって左右されるべきではないはずです。景気が悪いからといって、給付水準を上げるとか保険料を引き下げる、そういうことはやるべきではない。現在凍結しているというのは負担の先送り以外の何ものでもない。

今後の保険料引上げなのですが、高齢化がどんどん進んでいくわけですから、保険料率は引き上げていかざるを得ない。一部の経済学者からは、例えばボーナスを含んだ厚生年金の保険料率13.58%を、例えば一挙に18%に引き上げるというような提案がなされている。すなわち、平準保険料に引き上げるべきだとする意見もあるのですが、そうした場合には、積立金の額が膨大になるとか、あるいは国民の消費支出を削減する、そういった問題も生じます。したがって、保険料はやはり段階的に引き上げていくしか仕方がないのではないかと思います。

将来も積立金を保有するかどうかという問題もありますが、超高齢化した時の保険料のことを考えると、積立金もある程度保有するという考えでいくべきではないかと思います。

最後に4ページの「確定給付年金と確定拠出年金」についてです。今までにも、他の委員から保険料固定という意見があったわけですが、私の考えは、私的年金については確定拠出で給付が変動してもそれはやむを得ないと思いますが、老後の生活の安定を図る公的年金の基本部分はやはり給付が確定していることが望ましいのではないかとということです。ただし、確定拠出年金の給付が確定してないという欠点がある程度克服することができるのであれば、確定拠出年金の導入も可能かと思います。

そうした場合、どう給付を安定化させるかということですが、そこに①から③まで案が書いてあります。

①ですけれども、確定拠出年金といっても、市場利子率、積立金の利子によって年金額を決めるのではなくて、実質賃金の上昇によって年金額の実質価値を維持する。それならば、ある程度給付が安定する。これはまさにスウェーデンが16%分の保険料でやっていることです。

②は、厚生年金の大部分は確定給付年金として維持し、一部を確定拠出年金にするやり方です。これはドイツのやり方ですが、給付水準を引き下げて、その引下げ分を確定拠出

年金とする。現在、日本には確定拠出の企業年金（個人年金）がありますから、公的年金の給付を引き下げた分を確定拠出の企業年金にできるよう、その所得控除の額を引き上げる。そういう選択もあるのかと思います。

③ですけれども、これもスウェーデンでやっている方式で、寿命が延長した分については自動的に給付水準を下げる、そういうことが考えられるのではないかと。

ただ、確定拠出年金を導入することについて各国それぞれの狙いがあります。我が国の確定拠出年金の狙いをどうするかということですが、そこに四つほど書いております。

①は、保険料率を固定することによって将来の負担を明確化する。②は、負担と給付の関連性を強化することによって世代間の公平を確保し、保険料納付意欲を喚起する。③は、ドイツ型のように公的年金の給付水準を引き下げる代償措置として確定拠出年金を導入する。④は、貯蓄投資の増加です。スウェーデン、ドイツ、アメリカでもこの狙いがあると思うのですが、日本ではこの狙いは必ずしも必要ないと思います。

最後に、保険料を固定するという案が出ていたわけですが、それについてどう考えるか。

①は、高齢化率が極端に上がっていく我が国においては、スウェーデンのように将来にわたって18.5%で固定することは不可能です。固定するとしても、段階保険料の形で固定せざるを得ない。

②は、段階保険料を固定すると、人口構成とか経済条件が変わると給付を変えていかざるを得ない。しかし、給付が大幅に変わるのとは公的年金としては基本的に望ましくないということで、③の（a）と（b）に書いた措置を講ずる必要があるのではないかと。

（a）は、上の「（2）確定拠出年金の導入条件」で書いたような形の確定拠出年金にする。（b）は、給付を変えるわけですが、給付が極端に変わる場合には、保険料率も変えるという留保をつけて固定する、そういったことが考えられるのではないかと。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。それでは、お三人の方のジョイントでありますけど、代表して、向山委員からご説明いただきたいと思っております。

○ 向山委員

それでは、大山、山口、向山を代表して、私、向山から、我々の三人の考え方について申し述べたいと思っております。

今回、年金制度の体系と給付と負担の論点が整理されたわけですが、それを論じる前に、公的年金の役割と財政方式について、第四回の年金部会で意見を出させていただいたのですが、その前提を二つ書かせていただきました。



一つは、公的年金というのは、高齢者家計の主たる柱としての役割を果たしており、今後とも老後生活費の基本部分を保障する給付水準を確保することが必要であろうと考えていまして、その基本部分はそこに記載のとおり、衣食住の最低生計費というものと、それにまつわる基本的な部分でつつましく暮らせるだけの水準であるというのがこの基本部分という考え方であります。

もう一点は、「国民皆年金」を旗印に導入しました「基礎年金制度」は、先ほども話がありましたように、1号だけではなく、2号にも空洞化が起きています。さらには1号被保険者の自主納付についての未納率が年々高まってきている。さらに保険料徴収コストも上昇してきている。こういったことが現在言われております。そういった中で、国民皆年金を確立していくには、国民の公的年金制度に対する信頼回復が何よりも重要であると考えます。「普遍主義」に基づく基礎年金制度を確立しようとするならば、現行の自主納付制度では実現が難しく、税によることが本道ではないか。こういった前提に立って、公的年金制度に対する体系について述べたいと思っています。

特に2号被保険者のグループでは、一・二階を通じた所得比例の定率負担でありまして、給付は一階部分による定額給付と二階部分の報酬比例で所得再分配機能を持った構造になっているわけでございます。特に現役時代の主たる収入源が賃金であるという被用者グループにおきましては、退職すると主たる収入源を喪失することから、退職前の所得水準が一定程度反映される現行の二階建て方式というものを今後とも維持すべきだろうと考えます。

ただ、現役時代の賃金や退職金、企業年金にも企業間で大きな格差がある現状におきましては、そういった格差を高齢期まで持ち込まないようにするために、できるだけ格差を縮小していくことが必要であろう。そのためにも所得再配分機能は現行以上に高めるべきであると考えております。

1号のグループにおきましては、その中でも働き方によって自営業者以外の人たちもおられるわけでございますし、自営業者にも所得比例の年金は望ましいというふうにも考えておりますけれども、最大のネックとなるのは、所得捕捉による保険料の算定が困難だということであります。

また、被用者グループと自営業者グループでは、定年の有無や稼得所得の実態を踏まえれば、現行の体系とならざるを得ないではないかと考えます。

また、1号被保険者の中には、自営業者だけではなく、厚生年金任意加入の五人未満の個人事業所に雇用されている雇用労働者も実際は4分の1いるというような実態調査の結

果となっておりまして、本来こういう人たちは、厚生年金を適用すべきだと思っていますので、そういった面を考えれば、事業規模に関わらず雇用労働者は厚生年金の強制適用とすべきであると考えております。

給付と負担につきましては、先ほど言いましたように今後とも老後の生計費の基本部分を保障するためには、基礎年金と厚生年金と合わせた給付水準というものがネット・ネット代替率で55%を保障することで、国民にとってはそういったものが保障されれば、それが安心の給付につながると考えております。それを超える部分については、あとは自己責任ということで、それぞれの家計が直接負担をするというふうに考えています。

そういった面で、公的年金に対する信頼を得る上での欠くことのできない条件というのは、今言ったように、現役労働者の賃金水準と年金受給者の年金水準とが適正なバランスを維持することである。具体的には今言いましたように、在職時の勤労収入の一定割合をネット・ネットの所得代替率55%を将来にわたって保障することが必要ではないか。そのためには、現在、既裁定者の年金額の賃金スライドが凍結をされておりますけれども、それを復活させる必要があるというふうに考えています。

また、厚生年金に加入している女性は加入期間が短く、また賃金も低いということから、男性に比べれば半分程度の年金額であるというのが実態であります。今後増加が見込まれるこういった女性単身者の老後生活の保障という観点からも、給付水準をある程度考慮する必要があるのではないかと考えておりますし、また、今後給付水準に対して議論する際には、名目ではなくて現在価格で行うべきであると考えております。

論点にも書いてありますように、我が国の年金水準が高いか低いかという論議をするのであれば、今日初めて所得代替率が出てきましたけれども、諸外国における負担の水準や高齢期における消費支出、こういったものも総合的に併せて検討すべきであるというふうにも思っております。

論点の中に、「少子高齢化が急速に進展する中で、保険料負担の水準を段階的に引き上げていくことが必要」とされておりますけれども、今後、保険料の上昇をできるだけ抑制するために、四つの措置を講じる必要があると考えています。

一つは、基礎年金の国庫負担を早急に1/2に引き上げて、近い将来、税方式にする。

二つ目につきましては、今、年金給付に必要な額以上に引き上げています「段階保険料方式」を見直して、積立金を取り崩して保険料の引上げをできるだけ抑えていくというやり方。

三つ目には、在職老齢年金制度というものを廃止して、年金を含めた総所得に課税して、

その税収を年金給付に充てる。一種、アメリカでやっているような考え方。それによって現役と受給者のバランスを図って、保険料の上昇を抑制する。

四つ目は、社会保険の適用拡大ということで、年金受給者に対する被保険者の割合を高めていく。

こういった四つの方法で、できるだけ保険料の上昇を抑制していくという考え方に立っております。

また、必要な保険料もありますので、そういった面では、これまでおよそ5年毎に保険料率というのは引き上げられました。こうした方法では、保険料の引上げの年には手取り賃金が減るということも起こり得ます。また一方で給付面では、ここ3年間物価スライドが凍結されておりますが、原則は毎年実施ということであるので、保険料の引上げについても、必要に応じて小刻みに実施するように改めるべきではないかと考えております。

経済情勢の変化に対する考え方でありまして、94年に賃金スライドの方法を可処分所得スライドに変更されましたが、現役賃金は手取りとしながら年金は総額となっております。先ほど堀先生からも話がありましたように、高齢者も健康保険料や介護保険料を納めていることから、年金額も手取りで比較することが可処分所得スライドを真に活かすことになると考えています。

手取り賃金と手取り年金の比率を一定にしますと、高齢者の比率が高まって現役世代の負担が増えれば、年金水準がそれを差し引いた手取り賃金の伸びによって制約をされますので、まさにこれが「ビルトイン・スタビライザー」ということで、人口変動についての調整をされるということ、現役世代と高齢者とのバランスを図ることができると思っております。

また、公的年金の将来は、経済成長というものに作用されることは事実でございますが、そういった部分につきましては、今後の保険料の負担を抑えることによって労働者家計の消費活動を活発化することや、企業の投資行動を拡大すること、そういった支えになって、我が国の潜在的な経済成長が発揮できるのではないかと考えております。

最後に少子化対策と年金の関係でございますけれども、今後増加する、毎年今1,000名ぐらいいくつかは増えていくということなのですが、「婚外子」の扱いをどうするのか。移民の問題をどうするのかということも踏まえまして、さらには少子化対策として、雇用不安による子どもを産まないということも当然考えらるることから、いろんな対策が少子化対策には必要だということで、そういった部分を含めまして、この年金制度の中でやるのではなくて、国全体として取り組む課題であると考えております。

五番目は、そこに書いてあるとおりでございますので、割愛させていただきます。

○ 宮島部会長 ありがとうございます。それでは、山崎委員お願いいたします。

○ 山崎委員

「年金制度の体系、給付と負担、関連分野との関連について」、前回の事務局が用意されました論点にほぼ沿って考えてみました。

「1. 年金制度の体系」、「被用者と自営業者等の取扱い」ですけれども、異なる取扱いを認めるにしても、本来は厚生年金に適用されるべき被用者の中で適用漏れが少ないことが大きな問題でございます。短時間労働者を含めて厚生年金の適用を進め、第1号被保険者の適用を本来の自営業者等に純化すべきだと考えます。

それから、被用者年金制度間の負担の公平化を進める上で、基礎年金の拠出金負担を現行の被保険者数に応じた頭割りから応能負担制（報酬総額比例制）に切り替えるべきです。総報酬制への移行や今後短時間労働者等への適用拡大に伴って、保険料負担の対象になる報酬水準の格差が、共済と厚生年金との間でさらに拡大することからしても放置できない問題だと考えます。

次に「給付の構造」ですが、自営業者等についても所得捕捉に努め、将来的には少なくとも負担面については被用者と同様に応能負担制に改めるべきだと考えますが、その場合には給付面にどのように反映させるか。つまり保険料による所得再分配的要素を加味するかどうかということにつきましては、国庫負担の配分方法との関連も含めて今後の検討課題だと思います。

次に「無・低所得者の年金保障」ですが、現在の生活保護制度を前提にすると、非常にスティグマが強く受けにくいということでございます。年金制度の枠内での無・低所得者への一定の対応が不可避ではないかと考えます。その場合、無・低所得者については、国庫負担を傾斜的に配分することも検討課題の一つだと思います。

積立型の要素の導入ということですが、賦課方式に偏った財政方式のリスクを分散する上でも、確定給付型も含めて一定の積立的要素を明示的に組み込むべきではないかと思えます。論点ではいきなり確定拠出型と出ているのですが、確定給付型も含めて考えるべきだと思います。

次に「2. 給付と負担」ですが、「保険料水準」につきましては、凍結は早急に解除すべきです。将来の保険料水準につきましては、前回改正で設定された総報酬ベースで20%程度の水準は、諸外国との関連で見ても許容されるべきではないかと思えます。厚生年金の保険料は、国民年金と同様に毎年小刻みに引き上げるべきです。国民年金の保険料免除は、